



次の感染症危機に備える! アクションbook

~新しい「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」

で知ってほしいこと~











(はじめに)

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「都行動計画」という。)」は、新 型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や都が行う対策の選択肢を 示すものです。

この冊子には、都民の皆様に知っていただきたい都行動計画の概要や感染症に 関する情報を盛り込みました。感染症についての理解を深め、次の感染症への 備えにつなげていただければ幸いです。

目次

1. 都行動計画・新型インフルエンザ等について

都行動計画について

- ① 都行動計画の目的は?
- ② どんなことが書いてあるの?
- 5 ③ 都民とのかかわりは?

4

○ 新型インフルエンザ等について

- 新型インフルエンザ等とは? 7
- 近年における発生・流行状況は?
- 新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違いは? 7

2. 正確な情報を入手しよう!

- ① 感染症に関する情報 9 ② 危機管理体制·計画
- 10 感染症に関する偏見や差別をなくそう!
- 11

3. 次の感染症危機に備えよう!

- ① 平時からの備えのお願い 13
- 14 ② 感染症危機に備えて
- 17 ③ 基本的な感染対策

4. <参考>都行動計画の構成

都行動計画の構成・概要 ... 24



都行動計画•

新型インフルエンザ等について

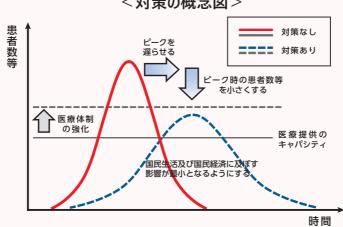
都行動計画について

東京都では、令和7(2025)年5月に、 12年ぶりに都行動計画を抜本改定しました。

改定の

- ① 新型コロナ対策において積み重ねてきた知見・経験を活かす
- ② 首都東京の特性を踏まえた対策の具体化
- 都行動計画の目的は?
 - 新型インフルエンザ等の感染拡大を 抑えて、都民の生命・健康を守る!
 - 都民の生活・経済 に及ぼす 影響を最小にする!

<対策の概念図>



- 適切な医療の提供 等と併せて、必要に 応じて感染拡大防 止策を講ずる。
- 感染拡大のスピード やピークを抑制する。
- 治療を要する患者数を 医療提供体制が対応 可能な範囲内に収める ことにつなげる。
- 4 出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイドライン)



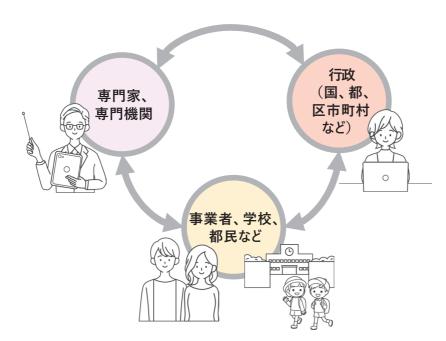
- 東京都における新型インフル エンザ等への対策に関する 基本的な方針や都が行う対策
- 新型インフルエンザや 新型コロナウイルス感染症等 以外の新たな呼吸器感染症等 が流行する可能性も想定
- 発生した新型インフルエンザ等 の特性を踏まえ、病原性の 強弱等の様々な状況に対応 できるよう、対策の選択肢を 示すもの
- 感染拡大防止と社会経済活動 のバランスを踏まえつつ、 対策の切替えを円滑に行うこと

3 都民とのかかわりは?

● 一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への 影響を最小限にするためには、

国、都、区市町村 医療機関 事業者、学校、都民 が互いに協力してそれぞれの役割を果たすこと により、東京都一丸となって感染拡大防止に努め、 都民の生活と経済活動を維持しなければなりません。

この中で、個人レベルでの感染対策が、社会に おける感染拡大防止に大きく寄与します。そのため には、新型インフルエンザ等についての正確な知識 と適切な予防策について、都民一人一人が理解する ことが非常に重要です。



新型インフルエンザ等について

新型インフルエンザ等とは?

- ①国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、②全国的かつ急速にまん延し、かつ③病状の程度が重篤になるおそれがあり、また、
- ④国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症を いいます。
- (※1)新型インフルエンザ等対策特別措置法
- (※2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (※3)かつて世界規模で流行した感染症であって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働 大臣が定める感染症が再び勢いを取り戻したもの

新型インフルエンザ等感染症

(感染症法(※2)第6条第7項)

(新型インフルエンザ、再興型(※3)インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型(※3)コロナウイルス感染症)

新型インフルエンザ等

(特措法(※1)第2条第1号)

指定感染症

(感染症法第6条第8項)

(当該疾病にかかった場合の病状の程度が 重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延 のおそれがあるものに限る(特措法第14条)。)

新感染症

(感染症法第6条第9項)

(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る(特措法第2条第1号)。)

近年における発生・流行状況は?

平成21(2009)年

新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで発生、世界的な流行

令和2(2020)年

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が中国で発生、世界的な流行

トピック

Q:新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違いは?

A:新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザと違い、 ほとんどの人が免疫を持っていません。そのため人から人へ感染しやす く、大きな流行となるおそれがあります。



正確な情報を入手しよう!



感染症危機においては、様々な情報が錯そうしやすく、 不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報 が流布したりするおそれがあります。

感染症に関する情報は、こちらからご覧いただけます。



感染症に関する情報

東京都保健医療局などの公式ウェブサイトやSNSにて 随時更新します。

東京都保健医療局 ホームページ (感染症情報案内)

主に都内の感染症の発生 状況等を掲載しています。



https://www.hokeniryo.metro.t okyo.lg.jp/kansen/info

東京都感染症情報センタ ホームページ

感染症発生動向調査などの 情報を提供しています。



https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/ https://x.com/tocho kenkou

厚生労働省 ホームページ (感染症情報)

感染症に関する基本情報、 予防接種・ワクチンなどの 情報を提供しています。



https://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/b unva/kenkou irvou/kenkou/kekkakukansenshou/index.html

東京都 健康・医療 (IB Twitter)



感染症を含む都の健康・医療 に関する情報を随時発信し ています。



東京都防災ホームページ

- 東京都の防災情報や対策を紹介する公式サイトです。
- 新型インフルエンザ等への危機管理体制や計画に関する情報を提供しています。



https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000065/1000421.html

内閣感染症危機管理統括庁ホームページ

- 感染症危機への対応に係る司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁の公式サイトです。
- 政府行動計画や危機管理対応訓練などに関する情報 を提供しています。



https://www.caicm.go.jp/index.html



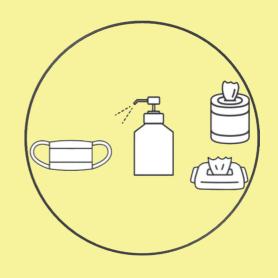
感染症に関する偏見や差別をなくそう!

■ コロナ禍では、感染症に関する知識や理解の不足から、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する様々な不当な差別的言動や取扱いがありました。

このような、偏見・差別は決して許されません。

- 感染症は、誰でも感染する可能性があります。
- 感染症に関する正確な知識と理解に基づき、 お互いの人権に配慮した冷静な行動を取る。 これが、大切な方を守ることにつながる、皆さんの 重要な感染症対策の一つです。
- 感染者個人を特定しSNS等で拡散する行為や、 の の は、名誉毀損等と して民事上の損害賠償責任や刑事責任など、法的 責任を問われることもあります。

出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」 https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/end stigma.pdf



次の感染症危機に備えよう!



感染症危機は繰り返し生じています。

危機を乗り越えるためには、感染症に対する正しい理解 の下、平時から備えておくとともに、基本的な感染対策 や感染した場合の対応・行動をあらかじめ確認しておく ことが大切です。

平時からの備えのお願い

家庭・職場での備蓄の推奨 ~災害時にも有効です~

- 普段より少し多めに買い足すイメージで買い置きをしましょう
- 古くなったものから消費をしつつ買い足していきましょう







など

職場での取組

新型インフルエンザ等が発生した際には、人との接触を減らすた め、オンライン会議、テレワーク、時差出勤などが勧奨されます。 感染症危機下にスムーズに実施できるように、平時から準備や実 践しておくことが重要です。



お子さまの通う学校が臨時休校などをした場合、ご家庭内で、 どのように対応するか、話し合っておきましょう。 お子さまを預かってくれる学童保育の設置場所や日時等も確認 しておくことも重要です。



出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「次の感染症危機に備えましょう」

2

感染症危機に備えて

感染症危機においては、以下の協力をお願い する場合がありますので、平時から確認して おきましょう。

新型インフルエンザ等の感染拡大防止のために ~生活の上での留意点~

- 基本的な感染対策 (換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、 人混み回避等)
- 時差出勤やテレワーク、オンライン会議の 活用等の取組

出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「次の感染症危機に備えましょう」 https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/crisis preparedness.pdf

都では

新型コロナ対応での具体例

各企業等における優先業務の洗い出しや、1割を超える従業員の 欠勤を前提とした応援要員の手配方法、具体的な段取りの点検に ついて、ポイントをまとめたチェックリストを用意し、経済団体や事 業者に呼び掛けを実施しました。

感染レベルに応じて密を避ける工夫などが求められたことから、 時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッド な学習形態を実施しました。

発熱などの症状が現れた場合 ~病院のかかりかたの留意点~

発生国・地域からの帰国者等や 発熱等の疑わしい症状がある など、感染が疑われる場合 相談センターに相談した 結果、受診が必要と判断 された場合

自分や家族に発熱などの症状が現れた

都道府県等が設置する相 談センターに電話で相談

発熱外来を行う 医療機関を受診











ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期には、有症状者が 発熱外来を直接受診する仕組みに移行することとしています。

出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「次の感染症危機に備えましょう」 https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/crisis_preparedness.pdf

※基本的な感染対策については、17頁~22頁 (3) をご参照ください。



都が行う新型インフルエンザ等対策

感染力が強い新たな感染症のまん延を防止するため、必要に応じて次の措置をとる場合があります。

- まん延防止等重点措置による営業時間の変更、従業員への検査受診の勧奨、発熱者の入場禁止、感染対策の周知及び感染対策に従わない人の入場禁止など
- 緊急事態宣言による外出自粛の 要請、施設の使用制限、催物の 開催制限や停止など

出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「次の感染症危機に備えましょう」 https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/crisis_preparedness.pdf



● 東京都防災ホームページ

まん延防止等重点措置、緊急事態措置 を実施する場合は、東京都防災HPに 情報を掲載します。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/

3 基本的な感染対策

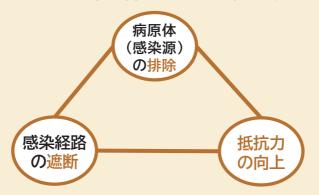
感染症はなぜ起こる?

- 感染症は、ウイルスや細菌等が、体の中に 入り、症状が出る病気です。
- ウイルス等は、換気の悪い場所では室内に とどまっていたり、咳に含まれていたり、 自分の手に付着していることがあります。

感染症成立の要因

感染症は、病原体(感染源)、感染経路、宿主の三つの要因がそろうことで感染します。

感染対策においては、これらの要因のうち 一つでも取り除くことが重要です。



出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「基本的な感染対策」 https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/infection_prevention.pdf

基本的な感染対策とは?

- 感染を防止するためには、
 - ①換気
 - ②マスク着用等の咳エチケット
 - ③手洗い
 - ④人混み回避 といった基本的な感染対策が有効です。
- 自分を守るためにも、周りの大切な人 にうつさないためにも、基本的な感染 対策を心がけましょう。



出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「基本的な感染対策」 https://www.caicm.go.ip/houdou/documents/files/infection.prevention.pdf

感染症危機下において実施が推奨される 基本的な感染対策

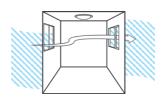
① 換気



換気によって、空気中のウイルス等を 外に追い出すことができます。

必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器(CO₂センサー)の活用等があります。

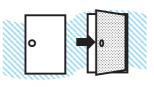
・対角にある窓を二か所以上開ける



・窓が一か所しかない場合 換気扇を常につける







空気の通り道を設けることが重要です

② マスク着用等の咳エチケット



咳エチケットによって、ウイルス等を含んでいる 飛沫が広がるのを防ぐことができます。

ある程度、飛沫感染等を防ぐことができる不織布 (ふしょくふ)製マスクがおすすめです。

<u>3つの咳エチケット</u>

電車や職場、学校など 人が集まるところでやろう





⇒袖で口・

鼻を覆う



マスクがない時 ⇒ティッシュ、 ハンカチでロ、 鼻を覆う







何もせずに咳やくしゃみをする

<u>正しいマスクの着用</u>



鼻と口の両方 を確実に覆う



ゴムひもを耳に かける



隙間がないよう 鼻まで覆う

出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「基本的な感染対策」

https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/infection_prevention.pdf

③ 手洗い



手洗いによって、自分の手に付着したウイルスを減らすことができます。

流水で手を洗えないとき、手指消毒(消毒用エタノール 等による)も有効です。

正しい手の洗い方 手洗いの前に

- ❷ 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう



指の間や手首も忘れずに。

出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「基本的な感染対策」 https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/infection_prevention.pdf

④ 人混み回避



感染症危機下でも、人混みを避けることによっ て、感染機会を減らすことができます。

熱や咳等、体調不良を感じている人は、人が多く集まる 場所に行かないようにしましょう

特に、高齢者、基礎疾患のある方、妊婦、体調不良の方 は、人混みや繁華街への外出を控えましょう

出典:内閣感染症危機管理統括庁リーフレット「基本的な感染対策」 https://www.caicm.go.ip/houdou/documents/files/infection.prevention.pdf

感染症の特性や状況の変化に応じた最新の情報や 対策については、東京都保健医療局などの公式 ウェブサイトやSNSにて随時更新しますので、 ご確認ください。

※公式ウェブサイトやSNSのURLは、9頁 ① 感染症に関する情報 ださい。



をご参照く



<参考> 都行動計画の構成

都行動計画の構成・概要

都行動計画の構成・概要は以下のとおりです。 リンクをクリックすると、都行動計画の本冊をご覧いた だけます。

東京都防災ホームページ https://www.bousai.metro.t okyo.lg.jp/taisaku/torikumi/ 1000061/1000367.html



第1部 基本的な考え方 計画の基本的な考え方

P.3-4

対策の目的等

P.5-16

発生段階等の考え方

P.17-18

対策項目

P.19-25

第2部 各対策項目の考え方 及び取組



※右頁を ご覧くだ さい!

第3部

都政機能を維持する ための都の危機管理 体制 都における危機管理体制

P.168 -176

都政機能の維持

P.177 -186

第2部 各対策項目の考え方及び取組

- ・全体を準備期、初動期及び対応期の3期に分けて記載
- ・新型コロナ対応での具体例を掲載

① 実施体制

P 26-38

各対策項目の概要は、 次頁をご覧ください。

⑤ 水際対策

⑥ まん延防止

⑦ ワクチン

P.68-74

P.75-91

P.92-100

② 情報収集・分析

P.39-44

③ サーベイランス (注1)

P.45-52



行政(国、

専門家、 専門機関 都、区市町村 など)

(-)

8 医療

P.101-117

⑨ 治療薬·治療法

P.118-124

10 検査

P.125-132

① 保健

P.133-150

12 物資

P.151-155

③ 都民生活及び都民 経済の安定の確保

P.156-167

④ 情報提供・共有 リスクコミュニ ケーション (注2)

P.53-67



事業者、学校、都民 など

(注1)サーベイランス

感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)の レベルやトレンドを把握することを指す。

(注2)リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動で あり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の 相互作用等を重視した概念

各対策項目の概要

쓰시고 다시	_ / 1 44-11
## 1 #*	体制
另1早 天川	IJ TAAN EE II

第2章 情報収集·分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬·治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 都民生活及び都民経済の 安定の確保

準備期

役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、訓練を 通じた**関係機関間の連携を強化**

情報収集・分析に加えて、**情報の整理や把握** 手段の確保を行う等、有事に向けた準備 を実施

平時からサーベイランス体制を構築し、 情報を速やかに収集・分析

都民等の感染症に関するリテラシーを高め、都の 情報提供・共有に対する**認知度・信頼度を向上**

国が実施する研修及び訓練への参加等を通じて、 水際対策に係る**国等との連携体制を構築**

対策の実施等に当たり参考とする必要のある**指標** やデータ等の整理を平時から実施

関係機関と連携し、**ワクチンの流通・接種** 体制を構築

予防計画に基づき有事に**関係機関が連携して** 医療提供できる体制を整備

治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機 関等に提供し、活用できるよう、体制がくりを実施

平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に推進

感染症対策連携協議会等を活用し、保健所等の 多様な関係機関との連携体制を構築

感染症対策物資等の**備蓄等、必要な準備を 適切に実施**

事業者及び都民へ**適切に情報提供・共有**、 必要な準備の実施を勧奨する等、事業継続に向けて準備

(準備期~初動期~対応期)

初動期

進借期における検討等に其づき お及び関係機関

事業者や都民に、感染対策等、必要となる

可能性のある対策の準備等を呼び掛け

第13章

第1章	準備期における検討等に基づき、都及び関係機関 における実施体制を強化、 迅速に対策を実施	各対策の実施状況に応じて 柔軟に実施体制を 整備し、見直しを実施
第2章	新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する 情報の収集・分析を迅速に実施	感染症のリスクに関する情報、都民生活及び都民 経済に関する 情報等の収集・分析を強化
第3章	平時において実施しているサーベイランスに加え、 有事の感染症サーベイランスを開始	流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
第4 章	感染拡大に備えて、都民に新たな感染症の特性や 対策等の 的確な情報提供・共有を実施	都民の関心事項を踏まえ、対策に対する都民の理解を深め、 適切な行動 につながるよう 促す。
第5章	国及び関係機関等と連携し、 感染者発生時に 円滑に対応できる体制を構築	感染拡大の状況等を踏まえながら、 国及び関係 機関と連携して適切に対応
第6章	都内でのまん延の防止やまん延時に 迅速な対応 がとれるよう準備等を実施	まん延防止対策を講ずるとともに、効果等を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に切替え
第7章	国の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに 向けて必要な準備を実施	確保したワクチンを 円滑に流通 させ、構築した 接種体制に基づき 迅速に接種 を実施
第8章	保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から 入退院までの流れを迅速に整備	初動期に引き続き、保健所や医療機関等と連携し、 患者に 適切な医療が提供できるよう対応
第9章	医療機関等に対する治療薬等の 最新の知見の 情報提供や、適切な使用等の調整等を実施	迅速に有効な治療薬を確保し、必要な患者 に公平に届くことを目指した対応を実施
第10章	国等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生 当初から、 検査拡充等の体制を迅速に整備	国の方針や都内の感染状況等を踏まえ、 検査 体制等を適時拡充・見直し
第11章	予防計画や健康危機対処計画等に基づき、 有事 体制への移行準備を進める。	予防計画や健康危機対処計画等に基づき、求められる業務に 必要な体制を確保
第12章	都民の生命及び健康等への影響が生じることを 防ぐため、有事こ必要な 感染症対策物資等を確保	初動期に引き続き、 感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄 からの供出等を適切に実施

対応期

タ対策の実体状況に応じて**季齢に宝体休制を**

準備期での対応を基に、都民生活及び都民

経済の安定を確保するための取組を実施

一人ひとりと生きるまち。



本冊子は、東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議でいただいた御意見を踏まえて作成しました。

次の感染症危機に備える! アクションbook 登録番号(7)21

[編集発行] 東京都総務局総合防災部 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話番号 03(5320)7071

古和記号中の以内県主都を使用しています

[印 刷] 株式会社オゾニックス 東京都品川区南品川五丁目3番13号 電話番号 03(6810)5431